

【明石市立明石商業高等学校 生徒が新型コロナウイルス感染者等になった場合について】
 コロナウイルス感染に関する、出欠席の取り扱いについて、下記の表にまとめてあります。
 これらの対応は、市内の感染状況などにより今後変更する可能性があります。 **8.30 改訂版**

状況	該当者		登校 (○・×)	登校について
	本人	同居家族		
①感染者になった場合	◇		×	医師や保健所の指示により登校可能となるまでの間登校できません。 症状有り：原則 10 日間 無症状：原則 7 日間
②発熱等の風邪症状がみられる場合（ワクチン接種後の発熱等も同様）	◇		×	症状がなくなるまで登校できません。
		◇	○	登校可能です。
③発熱等の風邪症状により検査をする場合	◇		×	検査結果（陰性）がでるまで、登校できません。
		◇	○	登校できます。
④濃厚接触者になって検査をする場合	◇		×	症状が出ず、2・3 日目に抗原定性検査にて陰性が確認された場合。3 日目で解除陽性の場合①になる
		◇	○	登校できます。
⑤濃厚接触者になったが、無症状であるために検査をしない場合	◇		×	感染者と最後に濃厚接触した翌日から 原則 5 日間 登校できません。
		◇	○	登校できます。

※「検査」とは、PCR 検査・抗原検査のことです。

※あくまでも原則であり、場合によっては適用されない場合もあります

※これ以外の場合は、学校にお問い合わせください。